

◎新潟県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和4年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市板屋沢字布沢312の8から312の10まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため